

被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での
本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業

みずほ情報総研株式会社
(報告書A4版 153頁)

事業目的

- ・ 成年後見利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定・以下、「基本計画」という。)では、これまでの成年後見制度について「財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上を目的とした財産の積極的な利用に欠ける」などの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視し、利用者がメリットを実感できるような制度・運用とすることを目指すこととされている。
- ・ また、基本計画では、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築することが示されている。
- ・ 本事業は、基本計画を踏まえ、被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方を検討し、「研修プログラム」を作成することを目的として実施した。

事業概要

(1) 検討会の設置

〔設置目的〕

- ・ 本事業を推進するにあたり、委員会形式で複数の有識者からの助言及び指導を得ることを目的とした。

〔委員構成〕

- ・ 成年後見制度に関する学識者・有識者をはじめ、都道府県、中核機関、社会福祉協議会等の後見業務の実務担当者、医師、専門職団体、当事者団体より構成した。

座長	新井誠(中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長)
委員	青木佳史(弁護士、日本弁護士連合会) 安藤亨(豊田市福祉部福祉総合相談課) 小賀野晶一(中央大学法学部教授) 上山泰(新潟大学法学部教授)

	久保厚子(全国手をつなぐ育成会連合会会長) 櫻田なつみ(日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構) 新保文彦(JDDnet(日本発達障害ネットワーク)政策委員) 瀬戸裕司(医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長) 高橋良太(全国社会福祉協議会地域福祉部長) 花俣ふみ代(認知症の人と家族の会副代表理事) 星野美子(社会福祉士、日本社会福祉士会理事) 水島俊彦(弁護士、法テラス埼玉法律事務所) 矢頭範之(司法書士、成年後見センター・リーガルサポート理事長) 山野目章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

(2)ワーキンググループの設置

〔設置目的〕

- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務の在り方について具体的な検討を行い、研修の在り方及び研修プログラムを検討するため、ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設置した。
- ・ WGは、主に検討するテーマに沿って、「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWG」と「本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するWG」の2つを設置した。
- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWGでは、「研修プログラム」の作成を主眼に置き、構成案の検討や好事例の収集・共有、「研修プログラム」の具体的な内容に関する検討を実施した。
- ・ 財産管理を中心とした後見事務の在り方に関するWGでは、本人の利益や生活の向上を目的とした積極的な財産管理の在り方を主なテーマとし、「研修プログラム」における財産管理パーツ等の内容や好事例に関する検討を実施した。

〔委員構成〕

① 意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWG

- ・ 成年後見制度に関する学識者・有識者をはじめ、医師、中核機関等の後見業務の実務担当者、専門職団体等より構成した。

座長	上山泰(新潟大学法学部教授)
委員	五十嵐禎人(医師、千葉大学社会精神保健教育研究センター教授) 菅富美枝(法政大学経済学部教授)

	住田敦子(尾張東部成年後見センター センター長) 竹内俊一(弁護士、岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会) 曾根直樹(日本社会事業大学福祉マネジメント研究科准教授) 西川浩之(司法書士、成年後見センター・リーガルサポート専務理事) 久岡英樹(弁護士、大阪弁護士会) 星野美子(社会福祉士、日本社会福祉士会理事) 水島俊彦(弁護士、法テラス埼玉法律事務所)
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 全国社会福祉協議会

② 本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するWG

- ・ 成年後見制度に関する学識者・有識者をはじめ、中核機関等の後見業務の実務担当者、医師、専門職団体等より構成した。

座長	小賀野晶一(中央大学法学部教授)
委員	今井友乃(知多地域成年後見センター事務局長) 大貫正男(司法書士、埼玉司法書士会) 久津摩和弘(日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET) 駒村康平(慶應義塾大学経済学部、教授) 椎名基晴(弁護士、椎名法律事務所弁護士) 田邊寿(伊賀市社会福祉協議会地域福祉部長) 成本迅(医師、京都府立医科大学医学研究科精神機能病態学教授) 八谷博喜(三井住友信託銀行プライベートバンキング部成年後見・民事信託分野専門部長) 山下興一郎(淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授)
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 全国社会福祉協議会

(3) 意思決定支援を踏まえた後見事務に関する専門職の取組状況調査

〔調査概要〕

- ・ 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うためのガイドラインが作成・活用されている地域におけ

る専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士)等へのアンケート調査により、各ガイドラインの認知状況、意思決定支援における課題等を把握した。

- ・ 本調査の結果は、「(4)意思決定支援に関する取組事例調査」を実施するにあたっての参考とした。

〔調査対象〕

- ・ 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うためのガイドラインを定めている(または作成中である)地域の専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士)。

〔調査方法・スケジュール〕

- ・ 各専門職団体(単位弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート日本社会福祉士会)を通じて、E-mailにより調査票(Excel形式)の配布・回収を行った。
- ・ 回収数は318件であった。

〔調査内容〕

- ・ 主な調査項目骨子は下記のとおりである。調査項目の策定にあたっては、検討会及びWG委員等の有識者の御意見、貴省との協議を踏まえて検討を行った。

調査項目(骨子)	
1. 回答者の概要について	
	保有資格、受任件数
2. 意思決定支援ガイドラインの認知状況	
	「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の認知状況
	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の認知状況
	「意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドライン」の認知状況
3. 意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況	
	意思決定支援を重視した後見事務の実施状況
	意思決定支援を実施したことがある案件の有無と件数
	チーム会議の実施有無及びその開催回数
	後見事務を行うにあたり、本人の意思決定支援について悩んだことがある項目
	意思決定支援において課題を感じること
	意思決定支援を重視した後見事務の取組に関する御意見

〔アンケート結果の活用〕

- ・ 「研修プログラム」の内容や、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための周知啓発方法を検討する際の参考情報として活用した。
- ・ また、本調査の結果は、「(4)意思決定支援に関する取組事例調査」を実施するにあたっての参考とした。

(4)ヒアリング調査

〔調査概要〕

- ・ 成年後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という。)が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うためのガイドラインを作成・活用している団体や意思決定支援に関する研修等を実施している団体へのヒアリング調査を実施し、意思決定支援に関するガイドラインの活用効果や意思決定支援を踏まえた後見事務に関する課題等について把握した。

〔調査対象〕

- ・ 成年後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という。)が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うにあたり、関係性の高い当事者団体、専門職団体を選定してヒアリングを実施した。
- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務を行うためのガイドラインを定めている団体及び意思決定支援に関する研修等を実施している団体。

■ グループヒアリング調査対象

実施日	対象先(敬称略)
令和2年1月17日	(当事者団体) <ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人と家族の会・ 全国「精神病」者集団・ 全国手をつなぐ育成会連合会 (専門職団体等) <ul style="list-style-type: none">・ 日本行政書士会連合会・ 日本税理士会連合会・ 日本精神保健福祉士協会・ 法人後見・市民後見のとりまとめ団体等(例:全国権利擁護支援ネットワーク、地域後見推進センター等)・ 三井住友信託銀行 ※高齢者の財産管理についてヒアリング
令和2年1月17日	<ul style="list-style-type: none">・ 日本精神保健福祉士協会

■ 訪問ヒアリング調査

実施日	対象先(敬称略)
令和2年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪弁護士会・久岡法律事務所
令和2年3月24日(火)	<ul style="list-style-type: none">・ 竹内法律事務所・ 岡山パブリック法律事務所・ NPO 法人おかやま成年後見サポートセンター

〔調査内容〕

- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務に関する現状と課題
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務に関する研修」の在り方に関する御意見 等

(5)意思決定支援を踏まえた後見事務に関する研修の在り方の検討

- ・ 「(4)」「(5)」の調査結果や、以下に例示している参考文献、有識者や当事者へのヒアリング調査結果を踏まえて、「意思決定支援を踏まえた後見事務に関する研修プログラム」の案(以下、「研修プログラム」という。)を作成した。
- ・ 「研修プログラム」については、シラバス及び実際の研修で資料する資料(Microsoft Office Word形式又はPowerPoint形式)とした。

調査研究の過程

〔検討会の開催〕

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年7月25日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">・ 調査全体の実施方針の検討・ ヒアリング調査及びアンケート調査実施方針の検討・ 作業スケジュールの確認・ 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討
2	令和元年11月1日(金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">・ 各種調査進捗状況の中間報告・ ワーキンググループにおける検討結果の中間報告・ 「研修プログラム」の内容に関する検討
3	令和2年3月17日(火) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 各種調査進捗状況の報告・ ワーキンググループにおける検討結果の中間報告・ 「研修プログラム」の内容に関する検討・ 報告書取りまとめに向けた検討

〔WG 開催〕

① 意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWG

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年8月20日(火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">・ 文献調査結果の報告・ 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討・ 収集対象とする好事例に関する検討

2	令和元年10月21日(月) 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> 「研修プログラム」の内容に関する検討 「研修プログラム」の中で取り扱う事例に関する検討
3	令和元年11月11日(月) 15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 「研修プログラム」の内容に関する検討
4	令和2年1月28日(火) 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> 「研修プログラム」の内容に関する検討
5	令和2年2月20日(木) 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> 「研修プログラム」の内容に関する検討

② 本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するWG

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年10月17日(木) 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> 収集対象とする好事例に関する検討 「研修プログラム」の内容に関する検討
2	令和2年1月24日(金) 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> 「研修プログラム」の内容に関する検討

〔成果物作成手順〕

- ・ 「(4)」「(5)」の調査結果や各種意思決定ガイドライン等の参考文献(前掲)等を整理し、分析・総括を行った。
- ・ 検討会及びWGでの議論、上記文献調査の結果、既存の意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、「研修プログラム」の構成を検討し、「研修プログラム」構成案及びシラバスを作成した。
- ・ 構成案の作成後、各パーツについて執筆を進め、「研修プログラム」素案を作成した。基本的には事務局が適宜検討会やWGの委員へ個別のアドバイスを依頼しながら執筆したが、一部パーツの執筆を委員へ依頼した。なお、「研修プログラム」を作成する際に参考とする意思決定支援を踏まえた後見事務の好事例については、WG委員に協力を依頼して収集した。
- ・ また、「研修プログラム」の構成案作成後、専門職団体、当事者団体等に対してヒアリング調査(最大10件程度)を実施し、多面的な角度から御意見を伺うとともに、当該団体が実施している意思決定支援に関する取組等についてもお伺いした。いただいた御意見については検討会・WGで報告し、「研修プログラム」の取りまとめに向けた参考とした。なお、弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会については、検討会及びWG委員として委嘱予定であることから、検討会及びWGにて御意見を頂戴した。

事業結果

アンケート及びヒアリング調査結果の概要

○意思決定支援の実施状況

- ・ 本事業におけるアンケート調査結果により、意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況について伺ったところ、「意思決定支援の考え方を意識し、さまざまな機会にて、実践している」が46.5%と最も高く、「意思決定支援の考え方を意識しているが、実践はあまりできていないと感じる」が45.3%となっており、「実践している」と「実践はあまりできていない」がおおよそ半数となった。検討委員会においては、意思決定支援については、意識改革や気づきが重要であるため、やっているつもりになってしまわないように、注意していくことが大切であるとの意見が出された。

○チームによる支援の必要性を強く感じる項目

- ・ また、チームによる支援の必要性を強く感じる項目について伺ったところ、「医療に係る本人の意思決定が困難な場合の対応」が71.4%と最も高い割合となり、次いで「居所の決定」が67.6%、「本人希望と親族・支援者の意向との対立・緊張関係が生じた場合への対応」が59.4%の順となっている。専門職後見人が困難を感じやすい、このような具体的な場面について、研修でも事例等で取り上げられることが望まれるものと考えられる。後見人等にも医療同意権は付与されるものではないが、「身寄りのない人の入院及び医療における意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」における「後見人に期待される具体的役割」を紹介する等の方法もあると思われる。

○意思決定支援の研修で聞いてみたい内容

- ・ 意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容について伺ったところ、「事例」が29.1%と最も高い結果となった。次いで「チーム会議について」が7.1%、「意思を表現することが困難な被後見人の意思の確認の仕方について」が5.0%の順となっている。このため、研修プログラムでは事例を多く挙げるように工夫を行い、本事業内でヒアリングやアンケートでの事例収集を進めた。

意思決定支援研修に必要とされるもの

- ・ 本事業では、上記のようなアンケート調査及びヒアリング調査を実施しながら、検討会、後見事務WG、財産管理WGの3つの協議体を設立し、研修プログラム内容について検討を行った。
- ・ 検討にあたり、重視した点は、「研修における目的及び重要となるポイント」に挙げられている、
 - 意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすること
 - 財産の保全のみの観点が重視されることなく、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する、福祉的な観点も重視した財産活用
- ・ であり、このような目的に従って、研修目標や研修内容について検討を行った。
- ・ 後見事務において、研修プログラムの検討に向けて特に議論されたのは以下の点であった。

① 研修のあり方について

- 答えや基準を明確に示すよりも、何らかの「気づき」を得てもらえるような研修にすべきではないか。
- 意思決定支援が面白い！やりたい！と感じてもらえるような研修が良いのではないか。

② 研修の役割について

- ファンリテーターを養成するような研修にするというのはどうか。
- 本研修では最低限の考え方を理解してもらおう内容とし、国として行う最低限の内容と、専門職団体や中核機関に実施してもらいたい追加の内容は住み分けも必要ではないか。
- ◇ 意思決定支援の基本的な考え方について理解するための研修とする。
- ◇ 養成研修や発展的な内容については、中核機関・専門職団体で扱う。

③ 研修参加者が学ぶべきポイントについて

- 自分ひとりで決めたり考えたりせず、本人の意思を確認し、関係者も含めて検討することが重要であるということを読んでいただきたい。
- 後見制度の理念、意思決定支援の重要性について理解してもらえるのが良いのではないか。
- ◇ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト・意識の転換を目的とする。
- ◇ 参加者が後見人としてのこれまでの関わり方を振り返られるような機会を設ける。
- ◇ パターナリズムや価値判断による決め付けではなく、本人の意思を尊重することの重要性を伝え

る。

◇ アドボケーターとしての後見人の役割で、チームや本人との関わり方を伝える。

④ 研修の方法について

- 立場・職種による視点の違いや新たな見方があることに気づかせるためにも、グループワークは多職種で行うべきと考えられる。
- E-learningや映像教材等を活用して、座学で伝えることが可能なものは事前に学んできてもらい、当日グループワークに参加してもらうと効率的になるのではないかな。
- ◇ 事例検討・グループワークを研修内に複数回盛り込む。
- ◇ チーム会議等の様子の映像を盛り込むことも検討する

財産管理において、研修プログラムの検討に向けて特に議論されたのは以下の点であった。

- ✓ 本人の望む生活が実現できるよう、後見人は、本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う必要がある。
- ✓ 1年間の収支のみで財産管理を考えるのではなく、中長期的な視点を持つ必要がある。また、この中長期的な計画は、固定的なものでなく、本人の状態に応じて変わっていくものである。
- ✓ どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、その人の特徴に応じた財産管理をする必要がある。(例:旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる)
- ✓ その特長を把握するためにも、後見人は、本人とよくコミュニケーションをとる必要がある。まずは本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、本人がこれから財産をどのように使いたいと思っっているか、話し合う必要がある。
(特に、本人の家族の死や、本人自身の体調の変化は、「どのようなことにお金を使いたいか」という本人の意思に影響することがあるので、本人にとって特別な出来事があった場合には、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。)
- ✓ 本人とのコミュニケーションに当たっては、中長期的な視点で、1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したりしながら話し合いをすることが考えられる。
- ✓ 自由に使える限度額や割合を考える場合、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保しうえて設定する必要がある。また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- ✓ 財産管理における意思決定支援においては、選択肢それぞれのメリットとリスクについて説明しながら、話し合いをする必要がある。
- ✓ 本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、適切に記録に残しておくことが重要と考えられる。

今後の研修事業の実施における留意点

(研修の位置づけ)

今後実施される研修事業は、後見人活動における意思決定支援の共通知識の共有を目指すものであり、今後さまざまな専門職団体や中核機関による研修と連携して、研修を実施していくことが重要と考えられる。

(参考 第2回後見事務WG資料)

前回WGにおけるご意見
<ul style="list-style-type: none">・ 意思決定支援に対する“気づき”が重要・ 意思決定支援の面白みを知ってもらえる、やりたいと思ってもらえるようなものが良いのではないかな・ 意思決定支援はなかなか座学では伝わりきれない・ ビデオの活用や参加型のワークを取り込んだほうが良い



(研修の対象者)

研修事業は、専門職後見人が主に想定されるものの、市民後見人や親族後見人にも実施できるように、具体的に身近な例を挙げる、イラストや図によって内容を補足する等の考慮を行った。また、ヒアリング結果からも、意思決定支援を適切に反映していくためには、後見人のみでなく、本人の意思決定に関わる支援機関についても同様の共通認識を持つ必要があるとの指摘があり、成年後見制度に関する関係機関(自治体、中核機関、家庭裁判所等)においても、研修の受講等適宜の方法で意思決定支援についての理解を深めていくことが望ましいと考えられる。

(研修にて共有すべき事項:後見人活動における留意点)

研修事業の留意点として、後見人活動において今後気を付けてほしい点を当事者団体や専門職団体から収集している。以下のような点を留意して、研修プログラム及び教材の策定を続け、研修実施につなげていくことが重要と考えられる。

研修における計画書(シラバス)およびプログラム案

本事業において作成したシラバス案および構成プログラム案について、次頁以降に示す通り作成した。さらに、上記検討にあたり、実際の研修にて用いることを想定した教材案、ロールプレイ案、映像教材案について作成を行った。これらは、本資料は研修プログラムの検討結果を反映した資料であるため、今後、当事者団体や有識者を含めた意見を集約させながら、研修用教材の作成にあたり、基礎資料として活用されることが望まれる。

1. 概要
<p>○名称 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の運用推進に関する研修</p> <p>○対象者 専門職後見人を中心とした後見業務に携わる方 (親族後見人、市民後見人の受講も希望があれば受講できる)</p>
2. 研修の目的
被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
3. 研修の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る ・後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り ・後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得
4. 研修内容
<p>○研修で取扱う内容・範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援と代行決定 ・意思決定支援がなぜ必要か (動機付けになる具体的イメージの提示) ・後見事務における「意思決定支援」 ・意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明 ・Q&A、グループワーク資料
<p>○研修の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義 (座学) ・映像教材 ・演習・グループワーク
<p>○教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PowerPointによる講義スライドを想定 ・グループワーク (演習) 用のワーキングシート
5. 達成度評価
<ul style="list-style-type: none"> ・口頭発表やワーク内での意見共有 ・ミニテスト ・アンケート
6. その他
<p>○開催予定 全都道府県・2年間で各1回ずつ</p>
<p>○タイムスケジュール (カリキュラム案 : 320分)</p> <p>10:20～10:30 オリエンテーション</p> <p>10:30～12:30 ①意思決定支援とは何か 120分 講義と演習</p> <p>12:30～13:30 昼休憩</p> <p>13:30～14:20 ②後見事務における意思決定支援 50分 講義</p> <p>14:20～14:40 20分休憩</p> <p>14:40～16:40 ③WG策定のガイドラインのプロセス 120分 講義と演習</p> <p>16:40～17:00 まとめ アンケート記入</p>

No	テーマ	節	タイトル	狙い	内容
1	表紙			目指している状態を表現、親しみを感じるものに	
2	目的・目標			研修の目的と目標、体験型やグループワークを重視したものであることを提示	
3	目次			構成と時間割	
4	アイスブレイク			(2人1組で) 氏名、所属(資格)、最近行きたいと思っているところ	・イラスト
5	1. 意思決定支援と代行決定	タイトル	1. 意思決定支援と代行決定(タイトル)		
6		なぜ「意思決定支援」なのか	意思決定支援についての国際的動向	障害者権利条約第12条「法的能力」の提起	・イラスト
7			意思決定支援が目指すもの	向かっていく社会像や目指す社会の提示(後見だけではなく、社会が変わる必要性)	・イラスト
8			<ロールプレイ> 体験から考えよう	ロールプレイ(2人ペア) 意思を伝えたくても伝えられない経験を体験するワーク	
9			<ロールプレイ> 体験のフィードバック	体験の共有	
10			当事者の言葉から	意思を無視されている当事者からどのような声が上がっているかを紹介	テロップを流す
11		後見人の立ち位置の理解	本人と支援者との本質的な関係	おそれ、自己抑制、あきらめをいただきやすい	
12			本人と支援者との本質的な関係	緊張関係、非対称性がある	・イラスト
13			チームとは		・イラスト
14			本人とともに課題を解決していくチーム像		・イラスト
15	チームの弊害を意識した支援			・イラスト	
16	権利擁護を考える際の支援の3つの輪		専門家会議住田委員提出資料より		
17	意思について考えよう①		意思のゆらぎ	・イラスト	
18	意思について考えよう②		表出された言葉が、真意か?	・イラスト	
19	意思決定支援の要素	意思決定支援の主要要素	本人との関係構築、環境整備、意思の形成、意思の表明、意思の実現		
20		1.本人との関係構築/①本人を知る	表情・感情・行動に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人を知る	・イラスト	
21		1.本人との関係構築/②特性を知ろう:認知症	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
22		1.本人との関係構築/③特性を知ろう:知的障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
23		1.本人との関係構築/④特性を知ろう:発達障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
24		1.本人との関係構築/⑤特性を知ろう:精神障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
25		1.本人との関係構築/⑥コミュニケーションの前提	個人によって違うこと、事前に情報収集が重要であること	・イラスト	
26		1.本人との関係構築/⑦コミュニケーションの手法の例	コミュニケーション手法の例と、わかりやすいコミュニケーション例		
27		2.環境整備/①人的環境整備		・イラスト	
28		2.環境整備/②物的環境整備		・イラスト	
29		3.意思の形成の支援①		・イラスト	
30		3.意思の形成の支援②	意思形成支援のポイント		
31		4.意思の表明の支援①		・イラスト	
32		4.意思の表明の支援②	意思表明支援のポイント		
33		5.意思の実現の支援		・イラスト	
34		5.意思の実現の支援②	意思実現支援のポイント		
35		ブレイク	陥りがちなミス・誤り	判断能力が不十分な人、意思を表明しない人には意思がないと思いがち	
36			試してみることによる意思の形成支援	体験活用の利用と、リスクヘッジ	・イラスト

37	1 ・ 意 思 決 定 支 援 と 代 行 決 定	意 思 決 定 支 援 の 具 体 的 手 順	意思決定支援と代行決定の関係の原則：全体の流れ	全体の流れ	
38			意思決定能力とは	「意思決定能力」＝本人の個別能力＋支援者側の支援力	
39			第1原則 意思決定支援の原則①	意思決定能力の存在推定 「決める力があるという前提で」	・イラスト
40			第2原則 意思決定支援の原則②	本人による意思決定のための、実行可能なあらゆる支援 「支援をし尽くして」	
41			実行可能なあらゆる支援とは		
42			第3原則 意思決定支援の原則③	不合理に見える意思決定をするからといって、意思決定能力に 欠けるとみなさない 「不合理にみえることも、決めてよい」	
43			第4原則 代行決定の原則①	明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき (代理) 代行決定する 「〇〇だから、この人ならば、〇〇を選ぶはず」	
44			本人意思の推定を行うには		
45			第5原則 代行決定の原則②	本人の選好・価値観を最大限に尊重した、本人の主観的最善の 利益に基づく代理代行決定 「この人にとっての、一番よいことは？」	
46			第6原則 代行決定の原則③	本人にとって「より、制限的でない内容」で決定する 「どうしても必要な時は、もっとも制限が少ない方法で」	
47			本人にとっての最善の利益を考える際のポイント		
48			第7原則 意思決定支援の原則④	第1原則に戻る 「決める力があるという前提に戻る」	
49			再掲) 意思決定支援と代行決定の関係の原則		
50			法的保護・権利擁護の観点から「介入」せざるを得ない場面		
51			イ フ ク レ	気づいたことを共有しよう	4人1組で共有
(休憩)					
52	2 ・ 後 見 事 務 に お け る 「 意 思 決 定 支 援 」	事 例 及 び 関 連 法 令 の 紹 介	2. 後見事務における「意思決定支援」(タイトル)		
53			ガイドラインにおける意思決定支援の定義		
54			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
55			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
56			当事者の言葉から(残念な事例)	ヒアリング等で、後見人に意思を無視されていると感じている 当事者の声を紹介	・イラスト
57			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明①②	・イラスト
58			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明③④	・イラスト
59			法令・条文紹介①	憲法 民法858条等	
60			法令・条文紹介②	障害者権利条約19条、障害者基本法3条	
61			成年後見制度利用促進法①		
62			成年後見制度利用促進法②		
63			成年後見制度利用促進基本計画		
64			厚生労働省等のガイドラインの整理	さまざまな意思決定支援ガイドラインの見取り図と後見事務の 表	
65			意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	リーガルサポート	
66			意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	ばあとなあ	
67	財産管理における意思決定支援の視点	財産管理ワーキングでの議論を反映			
(休憩)					

68	3. 最高裁・厚労省・専門職団体によるWGで策定している意思決定支援ガイドライン	ガイドラインの概要紹介	3. 意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン（タイトル）				
69			本ガイドラインの作成までのプロセス				
70			本ガイドラインの概要（案）全体の構成				
71			本ガイドラインの概要（案）Ⅰ		はじめに、ガイドラインの趣旨・目的		
72			本ガイドラインの概要（案）Ⅱ		意思決定支援とは何か		
73			本ガイドラインの概要（案）Ⅲ		関連する基本原則の確認		
74			本ガイドラインの概要（案）Ⅲ		意思決定支援のための事前準備		
75			本ガイドラインの概要（案）Ⅲ		後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス★		
76			本ガイドラインの概要（案）Ⅳ		意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割		
77			本ガイドラインの概要（案）Ⅴ		本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面における後見人等の役割		
78	本ガイドラインの概要（案）Ⅵ		本人にとっての最善の利益に基づく代行決定				
79	映像教材・演習・グループワーク	場面1 支援チームの調整と支援環境の調整		演習事例と場面設定の説明、映像を流す		・映像①	
80			課題設定とグループワーク		演習の指示だし、気づいたことを話し合う		
81			解説		支援チームの調整と支援環境の調整		
82		場面2 本人への趣旨説明とミーティング参加の準備		演習事例と場面設定の説明、映像を流す		・映像②	
83			課題設定とグループワーク		演習の指示だし、気づいたことを話し合う		
84			解説	事例A	本人への趣旨説明とミーティング参加の準備の解説		
85		場面3 本人を交えたミーティング		演習事例と場面設定の説明、映像を流す		・映像③	
86			課題設定とグループワーク		演習の指示だし、気づいたことを話し合う		
87			解説		本人を交えたミーティングについての説明		
88			その後・・・		事例のその後を説明		
89			もしも代行決定が必要になったら①		色々な展開が考えられることを事例を用いて説明		
90			もしも代行決定が必要になったら②		色々な展開が考えられることを事例を用いて説明		
91			意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例B	他のパターンの事例で説明		
92			意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例C	他のパターンの事例で説明		
93	4. Q&A	Q & A（タイトル）					
	最終	謝辞・お知らせ					

事業実施機関

みずほ情報総研株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

TEL : 03 (5281) 5404